

青森県中小企業デジタル化推進事業費補助金

募集のお知らせ！

県では、中小企業者が、テレワークや非対面型ビジネスに使用するPCを購入する場合の経費を補助します。

※対象となるPCは、補助金の交付決定後に購入したものに限りです。



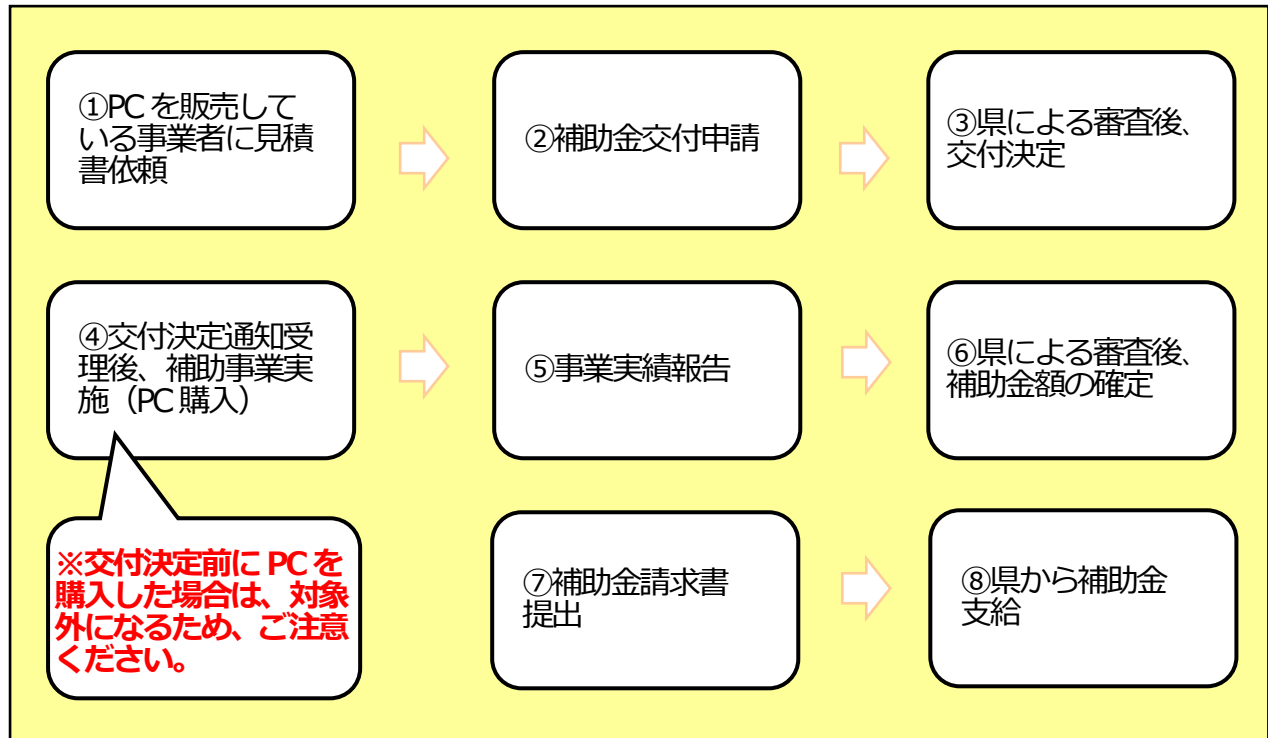
補助対象者	中小企業、個人事業主	※中小企業支援法第2条第1項で規定する中小企業者
補助対象経費	PC購入経費（税抜）	
補助率	4分の3	
補助上限額	10万円（税抜）	※購入台数に制限はありませんが、複数台購入した場合でも、補助上限額は10万円です。
補助要件	PCの購入に当たり、テレワークやウェブ会議、非対面型ビジネスに必要なとなる有償のソフトウェア・サービスを導入すること	
受付期間	令和2年10月19日（月）～12月28日（月） （当日消印有効）	

申請書類

- (1) 青森県中小企業デジタル化推進事業費補助金申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項
- (4) PCの見積書の写し等の補助対象経費が確認できる書類
- (5) 決算書類 1期分 ※個人事業主の場合、確定申告書の写し

県庁のHPからダウンロードできます。

補助金受給までの流れ



補助対象外経費

- ・キーボードが付属していないPC
- ・スマートフォン
- ・ソフトウェア
- ・中古品 など



お問い合わせ先

〒030-8570 青森県 商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
【電話：017-734-9619（平日9:00～17:00）】
【e-mail：sozoka@pref.aomori.lg.jp】

詳細は県HPをご覧ください。

下記URLまたはQRコードからアクセスできます。

【https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/ict/digital_hojo.html】

